

お得意様 各位

平成 26 年 6 月 24 日  
千葉西部生コンクリート協同組合  
理事長 柳 内 正 基

戻りコンクリートの契約取消料制度導入のお願い

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、弊協同組合の運営につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、残コン・戻りコン削減を目的とした戻りコンクリートの契約取消料制度導入について、先行して導入している協同組合では残コン・戻りコンが減少し、我々生コン業界はもとより工事関係者全体で共通の認識が共有された成果であると評価しております。

つきましては、下記の通り全く使用されない戻りコンクリートの契約取消料制度の導入について、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

敬具

記

1.実施時期 平成 26 年 10 月 1 日以降の引合い分より

2.契約取消料 戻りコンクリート 1 m<sup>3</sup>あたり 5,000 円/m<sup>3</sup>

戻りコンクリートとは、ご注文を頂いて生産したものの、契約取消となりアジテータ車から全く荷卸しせずに工場に持ち帰る生コンクリートを指します。

以上